

# 復興を歩む

vol.8

## 井戸の掘削工事

前田・八和木、比曾、長泥、蔵平の4行政区を除く16行政区で、今年の7月から順次、井戸の掘削工事が行われています。

最も重要な生活基盤の一つである飲用水の安全確保を進めるため、村は、「飲用水の安全確保支援事業」の中で、こうした井戸の掘削工事の補助を行います。先行する16行政区については、東京電力の賠償金を活用して村が補助を行い、また、残る4行政区については、国の交付金を活用し村の補助事業として実施します。なお4行政区の補助内容については、来年3月頃お知らせ版等を通じてご案内します。

補助は、帰村する世帯が対象です。工事費は、簡易水道区域外の世帯は80万円、簡易水道区域内で接続していない世帯は50万円を上限に補助されます。後者については、簡易水道への接続を行う場合についても補助を行います。井戸は、ボーリングを行う深井戸も、浅井戸も対象となります。

また、この「飲料水安全確保支援事業」では、水道の蛇口に取り付けるセシウム除去用給水器の配布も行っています。村の簡易水道水からセシウム等の放射性物質は検出されていませんが、より確かな安全・安心を得られるよう、希望世帯を対象に実施しているもので、一時帰宅のための活用も認められています。交換カートリッジは衛生面から2か月に1度の交換を行っており、それらの配布場所は村役場飯野出張所となっています。

村は、避難後の早い段階から、長期にわたる避難の後に、村内で再び生活を始めるためには、管理不能により傷んだ住宅の解体や修繕、さらには安全な飲用水の確保が欠かせないことを、国や東京電力に訴えてきました。その具体的な対策として、井戸の掘削費用などを、当時の財物賠償の枠組みとは別に求め、財源確保や制度作りを実現してきました。

新しい井戸の掘削をご検討の方は、この事業をぜひご利用ください。申し込み方法や、事業に関するお問い合わせは、生活支援対策課商工労政係 ☎024(562)4232までお願いします。

機械が搬入され、井戸の掘削が始まった菅野正美さん(写真左・佐須)の自宅。震災前まで地区が共同で使用していた水道は、今年9月の記録的豪雨で電気系統や設備を流されてしまい、使用ができなくなりました。今回の補助事業を利用して、新しい井戸を掘ることになった菅野さん。「いざ帰るとなった時のために、井戸を掘って、おいしい水を出しておかないとね」